

五企企発第208-1号
令和7年9月10日

各公民館長 様

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘
(公 印 省 略)

令和8年度コミュニティ助成事業の募集について

このことについて、一般財団法人自治総合センターから募集案内がありましたので、お知らせいたします。今回の募集対象となる事業は下記の3事業です。申請を希望される場合は、申請書類をお渡ししますので、企画課へご連絡ください。

記

1 対象事業

- (1) 一般コミュニティ助成事業
- (2) コミュニティセンター助成事業
- (3) 青少年健全育成助成事業

2 事業内容

令和8年度コミュニティ助成事業実施要綱のとおり

3 企画課への報告期限

令和7年9月19日(金)まで

※申請をされる場合は、上記期限までにご一報ください。

申請関係書類の提出期限は、別途設定させていただきます。

4 その他

ご不明な点等ございましたら、下記担当まで御連絡ください。

(文書取扱 企画課)

担当：企画政策係 内山 電話：0982-82-1717

令和8年度 コミュニティ助成事業 実施要綱 概要版

この概要版は、一般財団法人自治総合センターの『令和8年度コミュニティ助成事業実施要綱』の一部を抜粋したものです。詳細については、別添の『実施要綱』及び『留意事項』をご確認ください。

1 助成事業の概要（要綱第2の1）

（1）一般コミュニティ助成事業

住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備に関する事業。

（2）コミュニティセンター助成事業

住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業。

（3）青少年健全育成助成事業

青少年の健全育成に資するため、スポーツ・レクリエーション活動や文化・学習活動に関する事業及びその他コミュニティ活動のイベントに関する事業等、主として親子で参加するソフト事業。

2 申請にあたっての要件（要綱第2の2）

- （1）宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるもの
- （2）国の補助金及び地方債を充当していないもの。
- （3）令和8年4月1日以降に実施し、翌年3月31日までに完了するもの。
- （4）原則として、短期間に消費若しくは破損するような施設又は設備等の整備でないもの。

3 助成事業の実施主体（要綱第4の1）

（1）一般コミュニティ助成事業

市(区)町村または市(区)町村が認めるコミュニティ組織

（2）コミュニティセンター助成事業

市(区)町村または市(区)町村が認めるコミュニティ組織

（3）青少年健全育成助成事業

市(区)町村または市(区)町村が認めるコミュニティ組織

4 助成金（要綱第5の1、2及び4）

助成金は、1件につき次の額で10万円単位(10万円未満を切り捨て)とする。

(1) 一般コミュニティ助成事業

100万円から250万円

(2) コミュニティセンター助成事業

対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。ただし2,000万円まで。

(3) 青少年健全育成助成事業

30万円から100万円まで

5 助成対象経費（要綱第6）

(1) 助成対象経費は、事業の実施に要する経費の総額以内の額とする。ただし、事業実施主体が負担金等を徴する場合には、総額から負担金等の収入を控除した額以内とする。

(2) 次のものは助成対象外の経費とする。

ア 土地の取得及び造成、既存の施設又は設備等の修理、修繕、撤去及び解体処理、外構工事に要する費用。

イ ソフト事業における、事業実施主体の経常的経費、他用途に転用可能な備品や消耗品の購入経費、工事を伴う施設整備等の経費、食糧費。

6 宝くじの社会貢献広報（要綱第7）

(1) 宝くじの受託事業収入を財源として助成されることから、事業で整備する施設又は設備等、若しくは実施するイベント等ソフト事業のポスターやチラシ及び看板等に、宝くじの広報表示を行うものとする。なお、表示にかかる経費は助成対象とする。

(2) 広報誌等を通じ、「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うものとする。

7 助成の申請手続（要綱第8関係）

(1) 団体から町への提出書類

ア 別記様式第1号（助成申請書）及び別表

イ 事業実施主体の規約、令和7年度事業計画、及び予算書

ウ 申請金額の積算根拠（見積書等）

エ 事業内容に関する資料（カタログのコピー等）